

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）について

1. 概要

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）（詳細別紙 3）とは、

- ① 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）第 36 条第 1 項に規定する高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画
- ② 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項に規定する官民データ活用推進基本計画

の両計画を統合したものとして策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

デジタル庁の発足を控え、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進する観点から策定されるものであり、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示すことにより、デジタル社会の形成に向けた羅針盤とすることを目指している。

計画は、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」（本部長：内閣総理大臣）が作成する。

2. 委員会との関係

官民データ活用推進基本計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（官民データ活用推進基本法第 21 条第 4 項）。また、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされている（同法第 21 条第 6 項）。

今般策定されるデジタル社会の実現に向けた重点計画（案）は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画と官民データ活用推進基本計画を統合した形で策定されるものであり、後者について、従来通りこれらの手続をとることとなる（詳細別紙 1）。

3. デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）の内容

当委員会の施策は、下記の事項が登録されている（詳細別紙 2）。

- ・ 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信
- ・ 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及び APEC CBPR システムの推進

※このほか、各府省の施策として下記の事項等が登録されている。

- ・ 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現
- ・ 匿名加工医療情報の利活用の推進
- ・ いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備
- ・ 放送分野におけるデータ利活用

また、世界トップレベルのデジタル国家を目指し、それにふさわしいデジタル基盤を構築するため策定された「包括的データ戦略」（詳細別紙4）に示す取組を進めるとされている。

※重点項目として下記が掲げられている。

- ・ トラスト
- ・ プラットフォーム
- ・ データ取引市場と PDS・情報銀行
- ・ 基盤となるデータの整備
- ・ デジタルインフラの整備・拡充

その他、組織の在り方や、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進に向けた国際連携等についての方針が示されている。

4. 今後の見通し

6月中旬 IT 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定・閣議決定（予定）

なお、計画では、デジタル社会形成基本法の施行（令和3年（2021年）9月1日）を見据え、同法第37条第1項に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」に現時点において盛り込むべきと考えられる事項が示されており、今後、本計画を踏まえつつ、デジタル庁の創設後速やかに、デジタル社会形成基本法第37条第1項に基づく「新重点計画」が策定されることとなる。「新重点計画」の案を作成するに当たり、内閣総理大臣は、同法第37条第4項に基づき、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている。

(参照条文)

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）

第三十六条 本部は、この章の定めるところにより、重点計画を作成しなければならない。
2～6 略

○官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）

(基本理念)

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

(官民データ活用推進基本計画)

第八条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関における官民データ活用に関する事項

三 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項

四 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 第二十三条第三項の規定により同項の重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講ずべき施策を、第二項第四号の官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策として、第一項の規定により官民データ活用推進基本計画において定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、官民データ活用推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関

する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。

9 政府は、官民データ活用推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用)

第十二条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設置)

第二十条 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 会議は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに第二十三条第三項の規定により同条第一項に規定する議長の権限に属する事務をつかさどる。

2 第二十三条第一項に規定する議長は、前項に規定する事務（官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち施策の評価に係るもの及び第二十六条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第二十五条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する議員に行わせることができる。

3 前項に規定する議員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する議長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

4 会議は、官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かななければならない。

5 前項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

6 会議は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

○デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）【令和3年（2021年）9月1日施行】

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 三 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 四 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 五 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 六 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 七 経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 八 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 九 生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十一 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十二 公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十三 特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十四 サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十五 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項
- 3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かななければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をイン

ターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。